

教育実習生の受け入れに関する覚書

北里大学（以下「大学」という。）と神奈川県立相模原高等学校（以下「高校」という。）は、平成16年4月1日に締結した大学と高校との教育交流に関する協定書に基づき、教育実習生の受け入れについてこの覚書を取り交わす。

（教育実習生の受け入れ）

第1条 高校は、大学の教育実習生（理科）1名を受け入れる。

（教育実習の期間）

第2条 教育実習の期間は、高校で定めた期間とする。

（申し込み手続き）

第3条 大学は、高校で定めた教育実習申し込みの時期に申し込む。

（受け入れの決定）

第4条 教育実習生の受け入れの決定は高校が行い、その結果を所定の時期までに大学に通知する。

2 高校の卒業生によって高校における教育実習生の受け入れ枠を越えた場合は、大学の教育実習生を受け入れないことがある。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は1年間とし、平成16年4月1日から始まり平成17年3月31日をもって終わる。

ただし、期間満了の3カ月前までに大学・高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項については両者間において協議するものとする。

この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成16年4月1日

平成16年4月1日

北里大学

神奈川県立相模原高等学校

学 長

柴 忠 義

校 長

村 田 彰

